

入管庁警第24号
令和4年1月27日

入国者収容所長 殿
地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部長 丸山 秀治
(公印省略)

被収容者に対する救急対応マニュアルの策定について（通知）

本年8月10日に公表した名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書において、入管収容施設における医療体制の強化に係る改善策の一つとして「救急対応に係るマニュアルの整備と研修の強化」が挙げられているところ、救急対応時に職員が判断に迷うことなく、迅速かつ円滑に対応ができるようにするため、「被収容者に対する救急対応マニュアル」を策定しましたので通知します。

ついては、本通知到着以降、救急対応事案が発生した際には、当該マニュアルに沿って適切に対応されたく、部下職員に周知願います。

なお、より適切な救急対応マニュアルとするため、各官署の実情に合わせて修正等を加えることは差し支えありませんが、変更するに当たっては本庁警備課に報告の上、了承を得た後に変更するよう願います。

また、実際に救急対応事案が発生した場合に、当該マニュアルの対応がちゅうちょなく行えるよう、日頃から実践的な訓練を行うなど、研修の強化についても配慮されたく依頼します。

添付物

被収容者に対する救急対応マニュアル

1部

被収容者に対する救急対応マニュアル

1 マニュアルの目的

このマニュアルは、被収容者の処遇に携わる職員が、救急対応の必要がある被収容者（以下「要救急対応者」という。）を把握した際に、迅速かつ適切に行動できるよう策定したものである。

2 基本的な心構え

- 被収容者の処遇に携わる職員は、常に被収容者の生命と健康を守ることを最優先に考えて行動するものとし、被収容者の健康管理に細心の注意を払い、日頃から積極的に被収容者の体調に関する情報の収集に努めるとともに、組織として情報の共有を図る。
- 普段と様子が異なるなど、体調に異状があると思われる被収容者を把握した場合、医療関係者^{*1}の意見を踏まえずに「異状がない」との判断を行ってはならず、たとえ被収容者が大丈夫と述べたとしても、積極的に医療関係者に相談する。
- 被収容者の体調に異状があると思われる場合には、当該被収容者に声を掛け、必要とあらばちゅうちょせず居室内に入室するなど、積極的に体調を確認する。
- 被収容者の体調が急変等する可能性があることを常に念頭に置き、後記4（1）により要救急対応者としての対応を開始することにちゅうちょがないようにする。
- 定期的かつ継続的に心肺蘇生法やAEDの使用法の訓練を受講するほか、被収容者の体調異状を把握した際のシミュレーション訓練（収容施設内での搬送順路の確認、必要な備品類の使用法等）を日頃から行うなどして、対応方法の習得に努める。

3 報告・指示体制

- 被収容者の体調異状を把握し、報告や情報共有が必要となった際の報告体制は、原則として、

*1 本マニュアルにおいて、「医療関係者」とは、医師、看護師、准看護師をいい、医療関係者への相談方法には、地方自治体等が設置する救急医療相談ダイヤルへの架電（救急医療相談ダイヤルがない地域にあっては救急外来を受け入れている病院への架電）を含むものとする。

看守勤務者
看守責任者及び副看守責任者
統括入国警備官
首席入国警備官
各官署の救急対応に係る責任者^{*2}

の順とする^{*3}。

- 看守勤務者は、原則として看守責任者の指示に従って行動するが、特に被收容者に救命措置が必要と思われる場合には、看守責任者の指示を待つことなく救命措置、119番通報を行う。
- 副看守責任者は、看守責任者及び看守勤務者と協働し、現場での措置や症状の確認及び対応のほか、情報の収集及び整理を行う。
- 看守責任者は、適時に統括入国警備官に状況を報告し、統括入国警備官の指揮の下、副看守責任者及び看守勤務者への指示等を行う。
また、状況に応じて、自ら現場に臨場し、要救急対応者の症状や看守勤務員の対応状況などを確認し、必要な指示をする。
なお、夜間・休日等で統括入国警備官の指揮を受けるいとまがないなど、急速を要する場合には、看守責任者が自ら指揮をとり、適時に統括入国警備官に報告を行うものとする。
- 統括入国警備官は、首席入国警備官の監督の下、看守責任者以下の対応を指揮し、本マニュアルに照らして現場の対応に不備や是正すべき点があるときは、速やかに指示・指導を行う。
- 首席入国警備官は、事案全体の状況を把握し、救急対応責任者などの幹部職員と情報共有を図り、必要に応じて本庁に報告する。

4 要救急対応者への対応方法

(1) 要救急対応者としての対応の開始

動しよう時の動静確認や被收容者からの申立て等により、意識がない、又は、意識があっても外観その他の事情に鑑みて重大な病気やけ

*2 各官署の救急対応に係る責任者（以下「救急対応責任者」という。）については各官署において定めることとする。

*3 ただし、心肺停止など被收容者の生命が危機に瀕しているような状況においては、報告の順番にとらわれることなく、無線を利用して報告するなどして、一斉に情報共有を図るものとする。

がの可能性があると思料される被収容者^{*4}を把握した場合、要救急対応者としての対応を開始することとし、まずは、

- ・声を掛ける
 - ・反応がなければ肩を叩いて呼び掛ける
- などして、意識（反応）の有無を確認する。

（２）要救急対応者に対する初動対応

意識（反応）がない場合

看守勤務者（発見者）	
<ul style="list-style-type: none"> ・看守責任者への報告^{*5} 「〇〇（場所）で〇〇（誰）が〇〇（意識なし，反応なし）。 119番通報する。」旨を無線等で速報する。 ・呼吸の確認 胸と腹部の動き（上下動）を見て、通常の呼吸をしているかを 10秒以内に判断する。 	
<p>《呼吸なし／通常の呼吸ではない》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命措置（心肺蘇生法）^{*6} ・119番通報 <p>* 救命措置を最優先とし、 発見者が119番通報できないときは第一到着者が通報する。</p> <p>（応援者到着後）</p>	<p>《通常の呼吸あり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気道の確保，回復体位 ・119番通報 <p>（応援者到着後）</p>

*4 後述する「重病兆候者」のチェックリストも参照することとし、被収容者の体調が急変等する可能性があることを常に念頭に置き、対応を開始することにちゅうちょがないようにする。

*5 非常ベルも活用すること。

*6 被収容者の生命が危機に瀕している状況においては、直ちに救命措置を行い、通常の呼吸に戻らない場合や、反応を示すことがない場合は、救急隊に引き継ぐまで救命措置を継続する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ A E Dの使用 ・ 対応状況の記録^{*8} <ul style="list-style-type: none"> * 人員に余力があればビデオ撮影も実施。 ・ 声掛けの継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイタル測定^{*7} ・ 対応状況の記録 <ul style="list-style-type: none"> * 人員に余力があればビデオ撮影も実施。 ・ 声掛けの継続
--	--

看守責任者・副看守責任者

看守責任者

・ 対応状況の確認

救命措置が必要な状況にありながらも救命措置が行われていない場合には、直ちに救命措置を行うよう看守勤務者に指示する。

また、状況に応じて、現場に臨場し、要救急対応者の症状や看守勤務員の対応状況などを確認し、必要な指示をする。

・ 応援者等の派遣指示

他の看守勤務者、副看守責任者、日勤職員等に現場に向かうよう指示する（特に指示すべき事項がある場合には具体的な指示を出す。）。

なお、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）が配置されている官署にあっては、その不在時を除き、看護師等に現場への臨場を要請する。

・ A E D、バイタル測定機器の使用指示

応援者等にA E D、バイタル測定機器を持参・使用するよう指示する。

・ 副看守責任者・応援者がいないときは自ら対応

副看守責任者が配置されていない官署、あるいは離席等により副看守責任者が不在のとき、夜間・休日等で派遣できる職員がない場合には、看守責任者が自ら現場に急行し、現場において指示や対応を行う。

*7 本マニュアルにおいて、「バイタル測定」とは、血圧、脈拍、血中酸素飽和濃度、体温の測定を指す。

なお、バイタル測定は継続して複数回実施することとし（毎回記録）、エラー表示となるなどして数値が計測できない場合には、その旨を看守責任者等に報告の上、呼吸、脈拍、反応の有無を確認する。

*8 記録する事項は、①症状が判明した時間、②措置状況（救命措置やA E D、応急手当などの措置内容、当該措置をとった時間）、③バイタル測定状況（測定時間、測定結果）、④容態の変遷、⑤その他参考となる事項とする（対応状況は救急隊員に引き継ぐ重要な情報であることから、可能な限り記録する。）。

・待機当番者の招集，非常招集

夜間・休日等で応援者を速やかに確保できない場合には，自らの判断で待機当番者の招集や非常招集を行う。

副看守責任者

・看守責任者及び看守勤務者との協働

現場に急行し，状況を確認した上で正確な情報を看守責任者に報告し，共有する。

また，現場では，看守勤務者や応援者等に対し，バイタル測定，対応状況の記録などの具体的な役割を指示する。

なお，看守責任者が離席等により不在のときは，副看守責任者は看守責任者に代わって対応する。

・救急隊員に申し送る情報の収集

救急隊員に申し送るため，記録した対応状況，治療中の疾患や薬剤の有無，入院等の既往歴，アレルギー等の参考情報を収集する。

統括入国警備官（不在時には，看守責任者が代行する。）

・対応状況の把握

現場の状況を的確に把握し，本マニュアルの記載や当該要救急対応者の症状等に照らして現場の対応に不備や是正すべき点があるときは，速やかに適切・的確な指示・指導を行う。

なお，離席等により看守責任者及び副看守責任者が不在のときは，統括入国警備官が看守責任者及び副看守責任者の対応を行う。

・必要に応じた応援要請

応援要請や待機当番者の招集，非常招集の要否を判断し，必要に応じて，それらの招集を行う。

意識（反応）がある場合

看守勤務者（発見者）

《直ちに行う対応》

- ・看守責任者への第一報（人定・症状や発見状況）^{*9}

*9 非常ベルや無線を活用すること。

・ **症状の詳細聴取**^{*10}

《**応援者とともに行う対応**》

・ **バイタル測定**

・ **看守責任者への第二報（症状の詳細・バイタル測定結果）**

* 特に、反応が薄いなど受け答えが困難である場合、重大な病気やけがの可能性がある場合、バイタル測定の結果が異常値やエラーとなった場合には、直ちに看守責任者に報告すること。

・ **対応状況の記録**

・ **AEDの準備**

・ **容態の観察（変化があれば看守責任者に報告）**

《**症状に応じて行う対応**》

・ **口腔内や気道の異物除去、止血などの応急手当**

・ **過去の診療において医師からあらかじめ指示を受けている措置があれば、同措置を行う**

・ **感染症対策**

* 対応状況、措置内容は確実に救急隊員に伝達すること。

看守責任者・副看守責任者

看守責任者

《**看守勤務者からの第一報後**》

・ **応援者の派遣指示**

他の看守勤務者、副看守責任者、日勤職員等に現場に向かうよう指示する（特に指示すべき事項がある場合には具体的な指示を出す。）。

なお、看護師等が配置されている官署にあっては、その不在時を除き、看護師等に現場への臨場を要請する。

・ **AED、バイタル測定機器の持参指示**

応援者等にAED、バイタル測定機器を持参・使用するよう指示する。

*10 聴取に当たっては、通訳人、機械翻訳機器（令和3年9月30日付け入管庁警第154号指示参照。）を活用の上、メッセージボード等も使用するなど丁寧かつ手早く聴取すること。

なお、聴取中に被収容者の反応がなくなる、通常ではない呼吸をするなどした場合には、直ちに119番通報すること。

・ **副看守責任者・応援者がいないときは自ら対応**

副看守責任者が配置されていない官署，あるいは離席等により副看守責任者が不在のときは，夜間・休日等で派遣できる職員がいない場合には，看守責任者が自ら現場に急行し，現場において指示や対応を行う。

・ **待機当番者の招集，非常招集**

夜間・休日等で応援者を速やかに確保できない場合には，自らの判断で待機当番者の招集や非常招集を行う。

・ **現場への臨場**

状況に応じて，現場に臨場し，要救急対応者の症状や看守勤務員の対応状況などを確認し，必要な指示をする。

《看守勤務者からの第二報後》

・ **119番通報**

報告を受けた症状及びバイタル測定結果^{*11}につき，以下の表の症状等（以下「重病兆候者」という。）に該当するかを判断し，該当するときは直ちに119番通報を行う^{*12}。

ただし，医師又は看護師等が在庁しているときは，医師又は看護師等に相談し，119番通報の要否を判断して差し支えない^{*13}。

また，被収容者の症状等から，119番通報を現場において状況を確認しながら行うことが適当と判断される場合には，現場から119番通報するよう指示して差し支えない。

重病兆候者			
頭部	・ 突然の激しい頭痛	胸部	・ 突然の激痛
	・ 突然の高熱		・ 急な息切れ，呼吸困難
顔	・ 支えなしで立てないくらい急にふらつく	胸部	・ 胸の中央が締め付けられるような痛み
	・ 顔半分が動きにくい		・ 胸の中央が圧迫されるような痛み
	・ 顔半分がしびれる		・ 痛む場所が移動する
	・ 口や顔の片方がゆがむ	腹部	・ 突然の激しい腹痛
	・ ろれつがまわりにくい		・ 持続する激しい腹痛
・ うまく話せない		・ 吐血や下血	
・ 視野が欠ける			

*11 バイタル測定結果に異常値やエラーが見られるときも，直ちに119番通報を行う。

*12 重病兆候者に該当しない場合，又は重病兆候者に該当するか判断に迷うときは，後記5に沿って対応する。

*13 医師又は看護師等が不在の場合，ちゅうちょすることなく119番通報する。

	<ul style="list-style-type: none"> 物が突然二重に見える 顔色が明らかに悪い 		<ul style="list-style-type: none"> 継続する嘔吐
手足	<ul style="list-style-type: none"> 突然のしびれ 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる 	外傷	<ul style="list-style-type: none"> 大量の出血 広範囲のやけど 動けないくらいの骨折
他の症状	<ul style="list-style-type: none"> 意識がおかしい ぐったりとしている けいれんが止まらない 冷や汗を伴う強い吐き気 物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 痛みや苦しさが激しく聴取（受け答え）が困難 反応が薄い、唸っているなど聴取（受け答え）が困難

副看守責任者

・看守責任者及び看守勤務者との協働

現場に急行し、状況を確認した上で正確な情報を看守責任者に報告し、共有する。

また、現場では、看守勤務者や応援者等に対し、バイタル測定対応状況の記録などの具体的な役割を指示する。

なお、看守責任者が離席等により不在のときは、副看守責任者は看守責任者に代わって対応する。

・救急隊員に申し送る情報の収集

救急隊員に申し送るため、記録した対応状況、治療中の疾患や薬剤の有無、入院等の既往歴、アレルギー等の参考情報を収集する。

統括入国警備官（不在時には、看守責任者が代行する。）

・対応状況の把握

現場の状況を的確に把握し、本マニュアルの記載や当該要救急対応者の症状等に照らして現場の対応に不備や是正すべき点があるときは、速やかに適切・的確な指示・指導を行う。

なお、離席等により看守責任者及び副看守責任者が不在のときは、統括入国警備官が看守責任者及び副看守責任者の対応を行う。

・必要に応じた応援要請

応援要請や待機当番者の招集、非常招集の可否を判断し、必要に応じて、それらの招集を行う。

(3) 119番通報後の対応

看守勤務者（発見者）
<ul style="list-style-type: none">・ 救命措置の継続 救命措置は、要救急対応者が通常の呼吸に戻らないときや反応を示さないときは、救急隊員に引き継ぐまで継続する。・ バイタル測定の継続 救命措置の必要がない場合や、救命措置により呼吸等が回復した場合であっても、動静を注視しつつ、バイタル測定を継続する。・ 看守責任者から指示された対応 看守責任者から指示された役割に従って行動する。

看守責任者・副看守責任者
<p>看守責任者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 役割の指示 現場以外の看守勤務者や応援者等に対して、以下を参考に役割を指示する^{*14}。<ul style="list-style-type: none">①救急隊誘導対応：救急隊の動線の確保（障害物の移動など）、救急隊員の到着時や搬送時の誘導等を行う。②救急車乗車要員：救急搬送時に必要となる各種書類^{*15}や処方薬、携帯電話、機械翻訳機器等を準備・携行し、要救急対応者ととともに救急車に乗車し、看守責任者への状況報告を行う。③救急搬送先支援：官用車で搬送先の病院に向かう。必要に応じて被収容者用のサンダルや毛布等を持参するほか、入院に備えて看守勤務日誌等の必要書類を持参する。・ 現場への臨場 状況に応じて現場に臨場して、要救急対応者の症状や看守勤務

*14 なお、看守勤務者や応援者等の人数により、現場の職員で対応できないもの（必要書類や資機材等の準備、救急隊の動線確保や誘導など。）は看守責任者が対応する。また、副看守責任者が配置されていない官署では、本項の副看守責任者の対応も行う。

*15 被収容者名簿、健康状態質問書、診療簿、バイタル測定表、投薬記録書、過去の診療結果報告書など、診察において必要となることが見込まれる書類。

員の対応状況などを確認し、必要な指示をする。

副看守責任者

・救急隊員への申し送り

対応状況、治療中の疾患や薬剤の有無、入院等の既往歴、アレルギー等の参考情報について整理し、救急隊員への申し送りを行う。

なお、救急隊員への申し送りに当たっては、可能であれば「医療情報申し送り書」（別添）を記載して活用する。

統括入国警備官（不在時には、看守責任者が代行する。）

・対応状況の確認

現場の状況を的確に把握し、本マニュアルの記載や当該要救急対応者の症状等に照らして現場の対応に不備や是正すべき点があるときは、速やかに適切・的確な指示・指導を行う。

特に、必要書類や資機材等の準備、救急隊員の動線確保に漏れがないか確認する。

5 1 1 9 番通報を行わない場合の対応方法

要救急対応者として対応を開始したものの、重病兆候者に該当しないなどの判断により119番通報を行わない場合には、以下のとおり対応する。

看守責任者・副看守責任者

看守責任者

・医療関係者への相談

速やかに医療関係者に相談し、以後の対応について助言を得る。相談に際しては、別添「医療関係者への相談時における伝達について」を参考に、

- ・対象者の年齢及び性別
- ・症状の具体的内容やその発症時期
- ・バイタル測定結果^{*16}
- ・治療中の疾患や薬剤の有無

*16 バイタル（血圧・脈拍数・血中酸素飽和濃度・体温）測定を実施してもエラー表示となるなど数値が計測できない場合には、その旨を必ず医療関係者に伝達すること。

- ・入院等の既往歴
- ・対象者に対して行った措置

等の情報を伝達する。

看守勤務員の対応状況などを確認し、必要な指示をする。ただし、被収容者の症状等から、現場で状況を確認しながら相談を行うことが適当と判断される場合には、現場から医療関係者に相談するよう指示して差し支えない。

・現場への臨場

状況に応じて、現場に臨場し、対象者の症状や看守勤務員の対応状況などを確認し、必要な指示をする。

・相談の結果に応じた対応

《救急搬送を要する旨の意見を得た場合》

直ちに119番通報し、以後、前記4(3)「119番通報後の対応」に従い対応する。

《病院での診察を要する旨の意見を得た場合》

相談先の医療関係者に、診療の緊急性（診療を実施すべき時期）等を確認の上、診療の予約等、必要な準備を行う^{*17}。

ただし、診察実施までの間に、被収容者に要救急対応者、重病兆候者に該当する症状があった場合には、直ちに119番通報する。

《容態観察を要する旨の意見を得た場合》

相談先の医療関係者に、容態観察に当たっての注意事項（容態急変時の対応、常備薬投与の可否等）等を確認する。

この場合、看守勤務者にも当該注意事項等を伝達し、動しゅうを増やすなど、適切に容態観察を実施するための指示を行う。

副看守責任者

・看守責任者及び看守勤務者との連携

看守責任者による医療関係者への相談に資するよう、看守責任者から求められた情報を速やかに伝達するなどして、現場と看守責任者との連携を行う。

統括入国警備官（不在時には、看守責任者が代行する。）

・相談の結果に応じた対応

*17 必要に応じ、診療可能な病院についても案内を受ける。

《救急搬送を要する旨の意見を得た場合》

看守責任者が119番通報したことを確認の上、以後、前記4(3)「119番通報後の対応」に従い対応する。

《病院での診察を要する旨の意見を得た場合》

相談先から聴取した診療を実施すべき時期に応じ、庁内診療又は外部病院連行の実施体制が適切に確保されているか確認する。

なお、夜間・休日において外部病院連行が必要な場合には、待機当番者を招集するなどして、護送要員や通訳人を確保する。

《容態観察を要する旨の意見を得た場合》

容態観察に当たっての注意事項（容態急変時の対応、常備薬投与の可否等）等の看守勤務者への伝達や容態観察を実施するための指示が適切になされているかを確認し、必要に応じて看守責任者に指示する。

6 その他

- 救命措置をとらなければならない状況や、救急隊員及び医療関係者から指示を受けた場合など、被収容者の生命と健康を守るために必要がある場合には、マニュアルにとらわれることなく、各看守勤務者等、実際に対応している者が臨機応変に対応する。
- いつ何時でも要救急対応者が発生する可能性を念頭に置き、速やかに医療関係者や救急隊員に申送りができるよう、被収容者の健康に関する情報や必要となる書類等をあらかじめ準備しておく。
- 119番通報や上司への意見等、必要な対応をためらわずに行うことができる環境作りに努める。

医療情報申送り書

身分関係	氏名	:						
	カタカナ	:						
	生年月日	年	月	日	年齢	:	歳	
	国籍	:	,	性別	:	男	・	女
	言語	:	語 (日本語: 良・可・不可			英語: 良・可・不可)		

症状 ・ 措置	認知日時	年	月	日	時	分	頃	
	概要	:						
	応急手当の 実施状況	:						
	現在の状況	意識	有・無	呼吸	有・無	体温	時	分,
	①	時	分,	/	mmhg,	回/分		
	②	時	分,	/	mmhg,	回/分		
	③	時	分,	/	mmhg,	回/分		
	血中酸素飽和温度	時	分,		%			

既往歴 等	現在治療中	:					
	の疾患	:					
	現在服用中	:					
	の薬剤	:					
	既往歴	:					

参考	アレルギー	(食品)				
		(薬品等)				
	※	違法薬物歴や収容中の各種検査の結果等の参考情報を記載				
	その他	:				

〇〇出入国在留管理局 〇〇部門 (連絡担当者: _____)

住 所: _____

電話番号: _____

医療関係者への相談時における伝達について

医療関係者への相談時には、正確な情報をわかりやすく相手に伝える必要があるところ、次のとおり、ISBAR（アイエスバー）という手法を用いて伝達することが有効です。

I (introduction/identify)

① 自己紹介

例) ○○出入国在留管理局職員の○○と申します。当施設に入所している者について御相談させていただきたく、電話をしました。

② 被収容者について述べる。

例) 伺いたいのは、○○歳の○○人男性/女性についてです。

S (situation)

③ 状況を述べる。

例) ○○ (いつ) から、○○ (症状) を訴えています。バイタルサインは○○です (エラーになって測れませんでした)。何時何分頃に○○ (措置状況) をしましたが症状は続いています。

B (background)

④ 背景を述べる。

例) 現在、○○ (病名) により治療中であり、○○ (薬剤) を服用しています。

元々は○○の基礎疾患があり、現在も○○の薬を服用しています。また、○年前に○○ (病名) で入院したことがあるとのことです。

A (assessment (appearance))

⑤ 評価 (見た目) を述べる。

例) いままでになく苦しそうです。

※ 被収容者の症状を評価することは困難と思われるため、被収容者の見た目・様子を伝える。

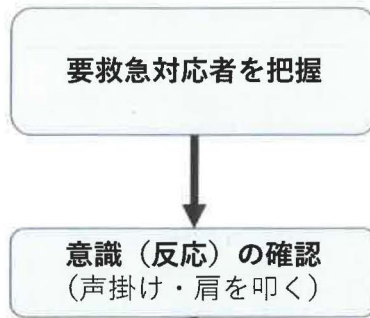
R (recommendation (request))

⑥ 意見を要請する。

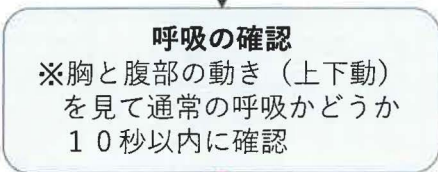
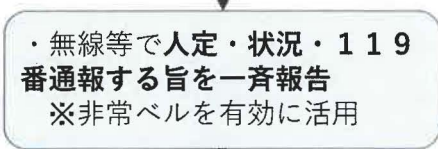
例) 救急搬送を要請をすべきか、早急に病院を受診させるべきか、あるいは経過観察でよいか、ご意見を伺いたいです。

救急対応の流れ

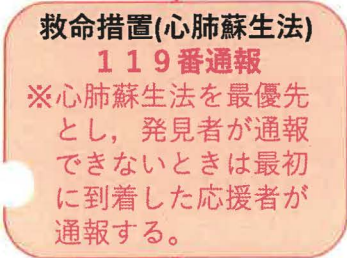
看守勤務者の対応



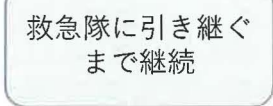
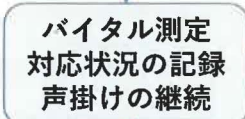
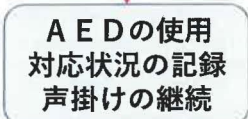
意識（反応）なし



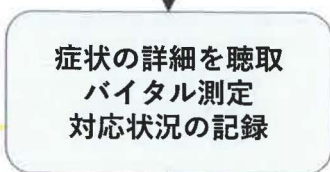
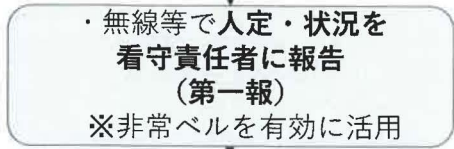
呼吸なし



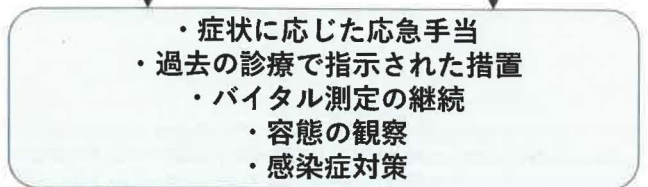
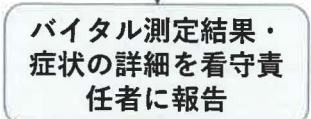
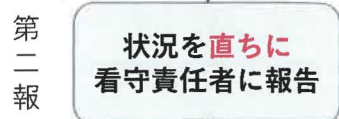
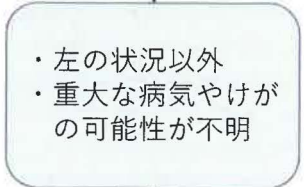
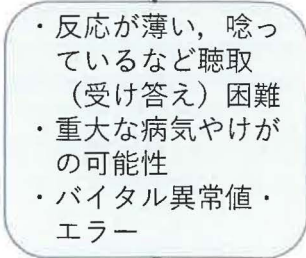
呼吸あり



意識（反応）あり

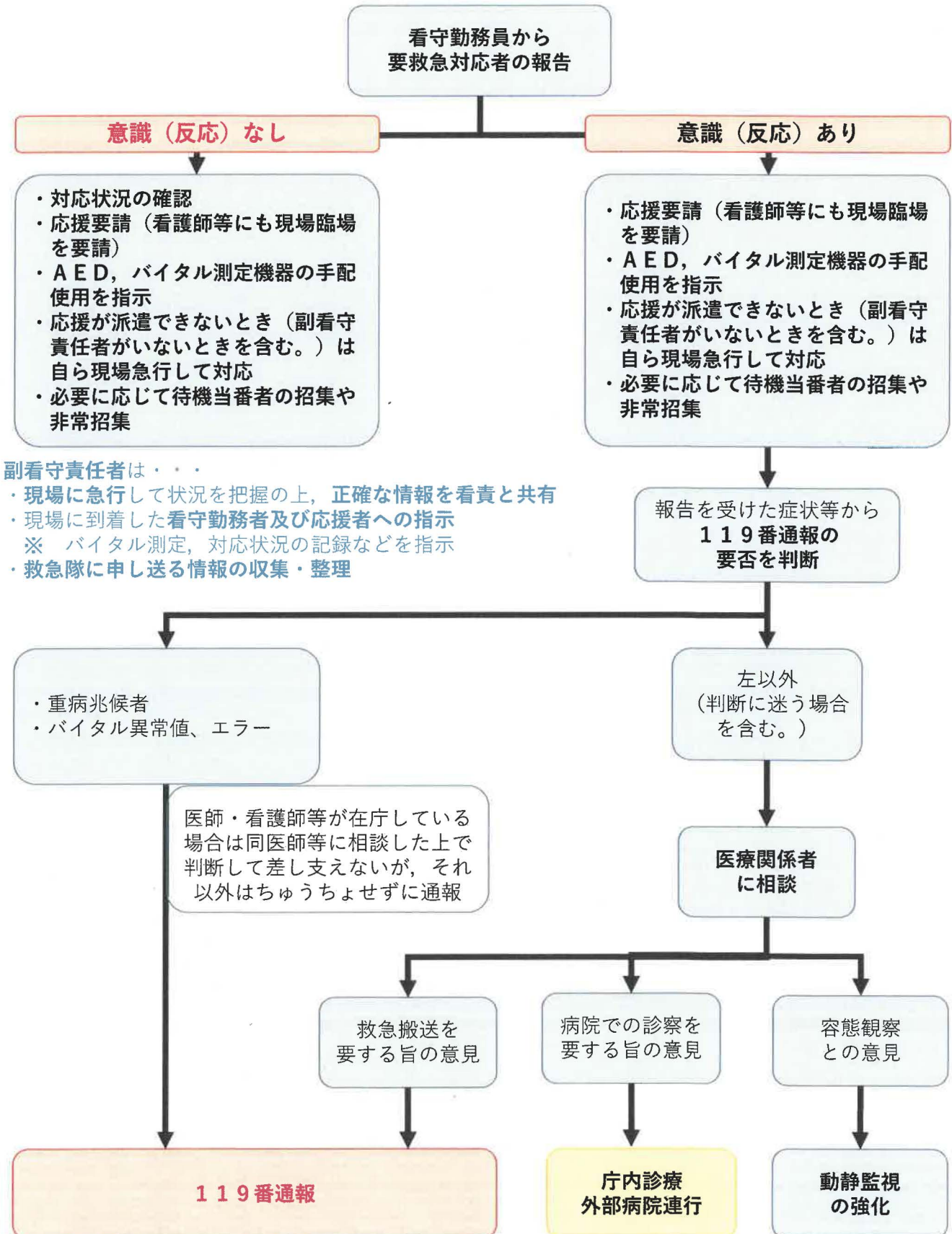


応援者到着



救急対応の流れ

看守責任者及び副看守責任者の対応



副看守責任者は・・・

- ・現場に急行して状況を把握の上、正確な情報を看責と共有
- ・現場に到着した看守勤務者及び応援者への指示
※ バイタル測定, 対応状況の記録などを指示
- ・救急隊に申し送る情報の収集・整理

参考：呼吸の確認

ポイント

胸と腹部の動き（上下動）をきちんと確認する。

【注意点】

顎が動いているだけで胸郭がほとんど動かないしゃくり上げるような呼吸は、「死戦期呼吸」という心肺停止後の傷病者に見られる特徴的な呼吸である。顎が動いているだけなので、肺で酸素化することができていない状態。そのため、胸と腹部の上下の動きを確認する必要がある。

参考：心肺蘇生（胸骨圧迫）

ポイント

- ①強く 胸が少なくとも5センチメートル沈むように。
※ 小児・乳児は胸の厚さの約1/3
- ②速く 1分間に100～120回のテンポで。
- ③絶え間なく 他の看守勤務者と交替するときは中断を最小限に。

【注意点】

畳や床といった固いところで実施する。対象者を動かす場合は必ず水平にして移動させる（上体を起こすと症状が急激に悪化する場合がある。）。

参考：AED

ポイント

- ①AEDが到着したら電源を入れ、音声案内に従って電極パッドを装着。心電図の自動解析。胸骨圧迫中断。
- ②音声案内に従い除細動（電気ショック）。
- ③音声案内に従い胸骨圧迫を再開。

【注意点】

パッドを貼るときは、汗等で濡れていないか、湿布等が貼られていないか、ペースメーカーが埋め込まれていないかを確認し、心電図の解析中は対象者に触れず、除細動（電気ショック）の案内が出たら周囲の者を離れさせる。

参考：バイタル測定

ポイント

使用する機器については、取扱説明書に記載された使用方法に沿って正しく使用する。

異常値が計測されたりエラーとなったときは、再測定して異常値やエラーに誤りがないか確認する。

【注意点】

① 血圧・脈拍

測定部位の衣服をまくり上げるときは、圧迫させないように注意する。

腕帯はきつ過ぎず緩過ぎないように巻く。

測定部位は心臓と同じ高さになるようにする。

② 血中酸素飽和濃度

基本的には示指又は中指で測定する。

対象者の指が冷えているときは暖めてから測定する。

③ 体温

発汗により脇の下が濡れているときは拭いてから測定する。

	正常	軽症	中等症	重症
血圧	(上)	129mmhg以下	140mmhg以上	160mmhg以上 180mmhg以上 又は 90mmhg未満
	(下)	84mmhg以下	90mmhg以上	100mmhg以上 120mmhg以上
脈拍数	45～85回/分		90回/分以上	40回/分以下 又は 120回/分以上
酸素飽和度	96%以上		96%未満 (新型コロナウイルス感染症では、 96%未満が中等症Ⅰ、93%未 満が中等症Ⅱとされる。)	90%未満
体温		37.5度以上	38度以上	38.3度以上
呼吸数	12～18回/分	20回/分以上	22回/分以上	30回/分以上

注) 東京出入国在留管理局常勤医師により確認。